

富山県立八尾高等学校教育振興会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は富山県立八尾高等学校教育振興会と称し、事務所を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は富山県立八尾高等学校の教育方針に基づき、その教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 教育設備、施設の充実改善。
- 2 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員はPTA会員及び、この会の趣旨に賛同する者を以って組織する。

(役員及び任務)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	本会を代表し会務を行う。
副会長	若干名	会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
理事	若干名	理事会を組織し、会の運営にあたる。
委員	若干名	委員会を組織し、重要な会務について審議する。
監事	2名	会計状況を監査する。
幹事	若干名	会長の命により庶務会計の事務を行う。

(役員を選出及び任務)

第6条 会長、副会長、理事、委員、幹事は総会において選出する。

- 2 幹事は会長が委嘱する。

役員任期は1ヵ年とし再選を妨げない。

(顧問)

第7条 本会の顧問を置くことができる。

顧問は会長の推薦により、総会の承認を得て会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応ずる。

(会議)

第8条 総会は年1回とし、事業計画、予算及び決算を審議する。

なお必要の場合は臨時総会を開くことができる。

- 2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第9条 本会は会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

(会則の改正)

第11条 本会の会則は総会の議決を経て、これを変えることができる。

附則 この会則は昭和47年4月1日より施行する。